

この金融機関は間違っています 三井住友信託銀行・大阪シティ信金

金融労連が闘っている争議の中では、国会でも取り上げられた、経営者の不正融資を公益通報した武生信金の組合役員2名の不当解雇が金融庁も巻き込んだ大きな社会問題となってきましたが、近畿関係でも、障害者・非正規労働者・新入職員など弱い者をいじめる「間違った金融機関」が相次いでいます。

【三井住友信託銀行】

非正規労働者に対して、冷酷非情な対応を繰り返しているのが、三井住友信託銀行です。パンフ・目論見書などが一杯の約20kgもある重いカバンを持って営業活動を続けていた女性の嘱託社員が、大きい負荷のもとで歩けなくなり強い痛みを訴え、1年近く休職に追い込まれましたが、その労働者に対して今年6月末の契約更新を拒否。募集していた障害者雇用枠として配置転換を前提に3月から労使協議に入り、産業医面談にまで組合が同席して、主治医・産業医ともに「慣らし勤務など一定の配慮のもとに就労可能」という判断が出されていたのに、突然、統括産業医なる者を登場させ、本人との面談なども一切行わないまま、「就労不可」の結論に大どんでん返し。

本人は「会社のせいで、こんな体（障害者）になってしまったのに障害者雇用まで拒否してくるなんて絶対に許せない」と労災を含め裁判を準備しています。

三井住友信託銀行では、正行員に保障されている「休職制度」が、非正規労働者には何年勤務しても認められていません。労働契約法違反「合理性のない差別」は明白です。

【大阪シティ信金】

「体育会系信金」を自認する大阪シティ信金では、パワハラが日常茶飯事です。パワハラで労働者をメンタル不全・長期休職に追い込み、休職期間満了で当然のように解雇しています。

昼休みもとれずに「弁当を食べずにそのまま持ち帰る」日々に奥さんの怒りも爆発。金融ユニオンに加入して団体交渉を続け、不払い残業代などの一部を是正させていますが、メンタル不全に追い込んだ支店長のパワハラ責任などは一方向に認めようとしていません。労災保険の申請は「不支給」となりましたが、会社の「安全配慮義務違反」は次々に認定されています。

ドラマ「花咲舞」に見られるように、経営者の後ろ盾を持つ支店長は、何をやっても許されるため、職場

のパワハラに労働組合のない信金の現場労働者は異を唱えることなどできません。

結局、部下をかばうような面倒見の良い、責任感溢れる労働者がパワハラに標的になり、心身ともにズタズタにされてしまうのです。これから宣伝行動等を含めて金融労連の反撃が始まります。

近畿地協第10回定期大会のご案内

日時 2015年10月24日（土）
11時～16時

場所 京都市「ホテル本能寺」

議題 一、2015年度たたかひの総括
一、2016年度運動方針
一、決算・予算
一、役員選挙
一、その他

金融円滑化は続されて

いるか？

小規模事業者の声を聞こう

(第19回中小商工業全国交

流研究集会)

9月5～6日「つくろう！中小商工業の力で 平和で持続可能な経済・社会を」と題して神戸市で開催された第19回中小商工業全国交流研究集会には全国から一千人を超える中小業者、学者、研究者、労働者、学生が参加し、金融労連から田畑書記長が第14分科会「事業再生と地域金融の役割」の分科会の座長として参加、金融ユニオンからは浦野顧問が参加しました。

この第14分科会では、最初に助言者の鳥畑教授（静岡大学）から「金融行政が大きな転換期を迎えている。金融円滑化法の期限が切れても水準は維持されており、経営者保証ガイドラインや担保に頼らない融資など中小企業の後押しをするという方向が打ち出されている。一方では、金融機関の収益力が落ちているのは淘汰されるべき中小企業が円滑化法によって守られすぎているから、競争原理の徹底で廃業率を10%にもっていけなどという相反する動きも残っている。金融庁が金融機関の経営健全化と称して、収益力強化を広域合併という形で地域金融機関に迫ろうとしているが、これは地域循環型金融への破壊だ。中小企業、とりわけ小規模事業に対する貸出を増やすことは、地域の中で循環し、外に逃げていかないお金を作り出すこと。小企業向けの金融機能をいかに強くさせるかということを経験してほしい」と問題提起がなされました。

「(阪神・東日本)大震災復興の中で二重ローンに今なお苦しんでいる実態」「中小零細企業が融資拒否を受けても粘り強く事業計画作り直して金融支援を受けている経験」「埼玉県の地域の業者団体が地元の金融機関と定期的な懇談を通じて、地元の中小企業支援の方向で理解しあい助言をもらいながら融資の実現を目指す取り組み」「橋下市長になって大阪ではあっせん融資が事実上廃止された」などが次々に報告されました。

金融労連からは田畑書記長が金融機関としての融資申し出に対する基本的な考え方、浦野から労働組合として中小企業など取引先に役に立つ金融機関を目指す取り組みなどを報告しました。

特に名古屋で視覚障害者の団体と労働組合が協力して点字のATMカードの発行を実現した経験をもとに業者・利用者・労働組合と一緒に金融機関要請、金融庁要請に取り組みれば金融機関を国民本位に変えられる



と訴えました。

厳しい収益環境況の中であっても、金融機関が労働者や利用者に犠牲を強いて目先の収益優先の経営を続けていたのでは、地域経済・中小企業は活性化できないことを私たち金融労働者は決して忘れてはならないと改めて感じました。

阿部書記長の再雇用契約 「更新する」ことで収束へ

(京都北都)

8月31日、京都北都信金本店で、阿部書記長に対して定年再雇用後に、定年前の事務ミス処分の処分が強行された問題で、金融労連泉副委員長・田畑書記長、同東京地連の高橋中執、近畿地協福井副議長も参加した団体交渉が開催されました。

金庫側は「懲戒処分の撤回はしない」姿勢を崩さず、組合として懸念されていた阿部書記長の「来年度の契約更新」問題で、理事長から「更新する」との表明がなされたため、今回の懲戒処分について阿部さんから始末書を提出して事態の収束を図ることにしました。

2016年度金融労連近畿地協役員選挙告示

選挙管理委員長 四方敏之

2016年度金融労連近畿地協役員選挙について下記の通り告示します。

記

- 一、投票日 2015年10月24日(土)
- 一、場所 近畿地協第10回定期大会会場
- 一、定員 議長 1名
副議長 4名
事務局長 1名
事務局次長 2名
会計監事 2名
- 一、立候補締め切り 10月24日(土)正午
- 一、文書をもって選挙管理委員長宛届け出ること